

## 盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

### (貸出し条件)

第2 赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内でイベント等を主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

### (貸出しの申請)

第3 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前から7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸出しの承認等)

第4 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（様式第2号）又は盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

### (貸出しの期間)

第5 赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、かつ市長が認める場合は、この限りでない。

### (貸出料)

第6 赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

### (貸出し及び返却)

第7 赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら市長が指定する場所において赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9 市長は、使用者が第8に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10 赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合又は赤ちゃんの駅の全部又は一部を紛失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11 赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(実施期日)

第13 この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

様式第1号（第3関係）

盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

盛岡市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名 ⑩

移動式赤ちゃんの駅の貸出しを下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
イベント内容	※イベント内容がわかる資料(チラシ等)を添付してください。
開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：

様式第2号（第4関係）

盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

第 年 月 日 号

様

盛岡市長

申込のありました移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、貸出しを承認いたします。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
イ ベ ン ト	イベント名	
	開催場所	
貸出条件	1. 赤ちゃんの駅使用説明書に従って使用すること。 2. 赤ちゃんの駅が破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。 3. 虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要綱に反する場合は貸出承認を取り消す。 4. その他、盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守すること。	

様式第3号（第4関係）

盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

様

盛岡市長

年 月 日付けで申請のありました盛岡市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり不承認とします。

記

1. イベント名
2. 不承認理由

（教示）この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に、盛岡市長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第4号（第9関係）

盛岡市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

年 月 日

様

盛岡市長

盛岡市移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を下記のとおり取消しますので通知します。

記

団 体 名		
貸 出 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
イ ベ ン ト	イベント名	
	開催場所	
取 消 日		
取 消 理 由		

（教示）この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に、盛岡市長に対して異議申し立てをすることができます。